金田もとる議員の反対討論=2022年10月19日(4次-最終案)確定

日本共産党県会議員団の金田もとるです。会派を代表して、提案されている36件の議案中、議第149号、153号、154号、170号、171号の5件に反対し討論します。

議第 149 号議案「職員の給与に関する条例の一部改正条例」は、現在の 60 歳定年を 65 歳まで段階的に引き上げることに伴い、60 歳を超えた職員の給料月額を 60 歳前の 7 割に削減するものです。定年の引き上げには賛成ですが、「継続雇用」にもかかわらず給料を 7 割に引き下げることは認められません。特に、教育現場では 60 歳を超えても学級担任をせざるを得ないような状況の下で、「同一労働・同一賃金」の原則からも外れるものです。

議第 153 号議案「宮城県県税条例等の一部改正条例」は、法人事業税の超過課税である「みやぎ発展税」の適用期間を 5 年間延長するものです。課税対象法人約 9100 社の 6 割が資本金 1 億円以下の中小企業です。一方、発展税の活用実績は、「企業集積促進」が産業振興パッケージの 78%を占め、「中小企業・小規模事業者活性化」はわずか 4.8%、農林水産業などの「地域産業振興促進」は 6.3%に過ぎません。今後の第 4 期も大きく変わる状況にはありません。みやぎ発展税は、原材料価格の高騰などで苦しむ経営基盤が弱い中小企業を課税対象から外して、大企業中心に課税し、中小・小規模事業者や農林水産業を応援するしくみに転換すべきであり、このままの延長は認められません。

また、企業立地奨励金は、2009年から 21年度までの通算で、207社に約 237億円交付されていますが、そのうち、トヨタ及びトヨタ関連企業の 20社に約 116億円、金額としてはおよそ 5割が交付されたことになります。日本の大企業で断トツトップの 24兆円を超える内部留保を保有しているトヨタを重点的に支援するしくみは見直すべきです。

議第 154 号議案「企業立地促進のための県税の課税免除等に関する一部改正条例」は、みやぎ発展税の延長に関連して、立地企業の法人事業税、不動産取得税及び県固定資産税の課税免除等の適用期間を 5 年間延長するものです。2009 年度から 21 年度までの通算で、この条例に基づく県税の課税免除等の実績は、62 社で約 9 億 4700 万円ですが、そのうちトヨタ及びトヨタ関連企業の実績は 7 社で約 2 億 4600 万円でした。トヨタなど大企業に至れり尽くせりのみやぎ発展税と企業立地促進税制には賛成できません。

次に、議第170号議案・一般会計及び特別会計の決算認定、第171号議案・公営企業 会計の決算認定についてです。

令和3年度、県内でのオリンピック・サッカー競技開催をめぐって、東北大学や医師会、

仙台市、多くの県民の「開催するならせめて無観客で」の声を押し切って、有観客で開催し、 人流の増加により、8月の新規陽性者の急拡大をもたらしました。県庁には 2000 件以上の 抗議の電話やメールが押し寄せました。

「4病院」問題でも、仙台市・仙台市民との矛盾・あつれきを深めました。独特の「人口減少社会」論で危機感をあおり、あえて知事選の公約に掲げるといった村井流手法は県知事選挙でも、得票・得票率とも大きく減らす結果となりました。大きな議論を呼ぶ課題について、選挙で勝ったからと言って無条件でそのまま進めてよいという事ではありません。より丁寧な進め方が求められるということを認識していただきたい。

各種決算に対する主な反対理由を述べます。

第一は、県民や被災者の要求に正面から応える姿勢にかけていることです。

自然災害が多発する中、国の災害救助法や被災者生活再建支援制度が適用されない市町村でも、同等の被害には同等の支援を行えるよう、宮城県として恒久的な公的支援制度を確立することこそ必要です。県は「水災補償付き火災保険等加入支援事業」で地震保険等の加入を支援するとしていますが、この事業は、5000件・2000万円の予算に対して、実績はわずか861件・287万円余でした。そもそもお金がなければ保険には入れず、公的支援に変わるものではありません。

令和3年3月に、10年間で森林面積を29平方キロメートル削減する「宮城県国土利用計画」が策定されました。これは楽天生命パーク2164個分に相当します。そのうち15平方キロメートルは太陽光発電施設用地です。今、度重なる豪雨災害で各地に土砂災害や河川の氾濫や内水被害が発生し、メガソーラーや大規模風力発電の建設計画に対して県内各地で住民の反対運動が起きています。二酸化炭素排出量の抑制や土砂災害防止等の重要な役割を担う、森林の保全を進める国土利用計画への転換と、そのための施策こそ重要であり、森林面積を削減する計画の実行は認められません。

宮城県の基幹産業である農林水産業に対する支援の位置づけは極めて弱く、農業生産額はかつて 3000 億円規模だったものが今や 1900 億円を割り込む事態となっています。令和 3 年度の米価が暴落したにもかかわらず、県として何らの対策も講じなかったことは問題です。また、新規就農者は 160 人の目標に対し 109 人と東北最低でした。深刻な状況にある農林水産業の分野に思い切った予算を振り向けるべきです。

第二は、「創造的復興」の名のもとに、「宮城野原ありき」の広域防災拠点整備事業が進められていることです。

・宮城野原への広域防災拠点整備事業は広域支援部隊の一時集結場所として 2 ¾のみを 暫定整備したものの、本格的な供用開始がいつになるか、さらに見通せなくなっています。 「JR 貨物駅移転は R7年か8年になり、広域防災拠点の本格着工は9年以降で供用開始は 見通せない」というのが昨年9月議会での答弁でしたが、今回の決算分科会では「JR 貨物からの設計の中身が遅れている。その精査にも遅れが出ている。原油高、ウクライナ危機による資材高騰の影響や調達に時間を要するものが出ている」との答弁があり、整備期間が遅れ、事業費もさらに大きくなる可能性が示唆されました。震災後11年たっても、膨らませてきた総事業費324.4億円の53%にあたる173億円を投入しても、未だ着工すらできない広域防災拠点整備事業は完全に失策といえます。

第三に、福祉・教育の施策が遅れていることです。

○コロナ禍で入院病床の確保が求められている中、病床転換、急性期病床を削減すれば補助金を出すという「病床機能再編支援事業」が進められていることは問題です。また、保健所体制を強化すべき時に、支所化により保健所を減らしたことも大きな問題です。保健所職員については、過労死レベルを超える長時間労働が慢性化しており、抜本的な増員と支所を保健所に整備することを求めます。

○大震災および新型コロナ感染拡大の影響も相まって、一人ひとりの児童生徒にきめ細かに向き合う教職員を全面的に支える体制・条件整備こそが決定的に求められています。ところが相変わらず現場から繰り返し要求されている県独自の教職員増員と少人数学級の実現に踏み出す姿勢が一歩も見られませんでした。少人数学級への移行が東北一遅れた県になっており、少人数学級を進める仙台市と他の市町村との県内格差も生まれています。

〇令和3年度の私立高校経常費助成単価(1人当たり)は、34万5178円で、東北最高の山形県より2万6812円下回り、東北最低でした。全国平均をも1万2420円下回っています。宮城県の財政力は東北一位ですが、少人数学級や私学助成など教育施策は東北最低レベルです。子ども・子育てを重点施策とするなら、子ども医療費助成拡大等も含めて、まずはここを引き上げるべきです。

○新たに身体障害者手帳と療育手帳を加えて、合計 18 の社会福祉業務がマイナンバーとつなげられました。マイナンバーは社会福祉業務、預金口座や保険証など各種情報とつなげばつなぐほど漏洩した場合のリスクが高くなり、マイナンバーの拡大には反対です。政府は2024 年秋に保険証を廃止して、マイナンバーカードとの一体化を打ち出し、任意だったマイナンバーカードの義務化を狙っていますが、診療情報や健診情報などの個人情報の漏洩が危惧され、国会での十分な審議が必要です。

第四に、公正で透明な県政運営の要である情報公開が極めて不充分なままに、県民世論とかい離し、ねじれた施策が進められたことです。

県立がんセンターと県立精神医療センターを含む「4病院再編問題」について、関係5者での協議の経過も明らかにせず、仙台市からの問いかけには答えない。一貫して当事者である患者・職員・地域住民との対話も拒否しつづける。県立病院機構が実施した職員アンケー

トで、精神医療センターの職員の77.6%が移転に反対の意向を示したのに対し、知事は「働いている人、通院や入院している人も重要だが、その後ろにいる大勢の県民を最優先に考えたい」と述べ、まるで職員や患者のエゴから反対しているかのように描き出そうとしています。しかし、知事の発言こそが、県民の間に分断と対立をもたらすものです。宿泊税や県立美術館移転問題の顛末を知事はお忘れになっていないとの事ですが、今一度「民意とは何かを」考えていただきたい。

「みやぎ型管理運営方式」について…県は、非公開でメタウォーターグループを昨年3月に優先交渉権者に選定し、6月議会にはもう関連条例を提案しました。住民説明会はその間、たった4か所、6回のみの開催で、その後は一度も行っていません。OM会社の代表株主が外資系ヴェオリアジェネッツだと判明したのは6月議会開会後で、審議に必要な資料も出揃っていませんでした。「みやぎ型」導入手続の凍結を求める請願が2万近い署名とともに提出されるなど、拙速な手続きに県民の批判が集まりました。昨年11月に開かれた市町村担当者会議でも、「よくわからない。県民向けにもっと説明して欲しい」という声が出されています。今もなお、「みやぎ型」に対する県民の不安や心配は払しょくされていません。県民への情報公開と説明責任が不十分なまま「みやぎ型管理運営方式」導入手続きを強引に進めるやり方は認められません。「みやぎ型」導入による運営権者からの運営権対価10億円と固定資産の売り払い代金が計上されている決算も認定できません。

加えて、市町村水道事業の広域化は、モデル事業として塩釜地域と黒川地域で検討が進められていましたが、当該市町村からの同意が得られず、とん挫しています。市町村の意向を無視して、国の上からの押し付けである広域化を推し進めることは認められません。

以上申し上げて討論を終わります。 ご清聴ありがとうございました。

> 以上 4263 文字